

平成 24 年 3 月 15 日

北陸信用金庫

個人向け国債の中途換金時の取扱について

- ・ 従来、個人向け国債「固定 5 年」については、発行から 2 年が経過するまで原則として中途換金はできませんでしたが、平成 24 年 4 月 16 日以降は 1 年に変更となります。
- ・ 中途換金する際に、下記により算出する中途換金調整額が売却される額面金額に経過利子を加えた金額より差引かれることとなります。
 - <平成 24 年 4 月 15 日以前>
直前 4 回分の各利子（税引前）相当額×0.8
 - <平成 24 年 4 月 16 日以降>
直前 2 回分の各利子（税引前）相当額×0.8

なお、平成 25 年 1 月 10 日以降に国が買取る（変動 10 年、固定 5 年、固定 3 年）分より、【直前 2 回分の各利子（税引前）相当額×0.79685】になります。

以上